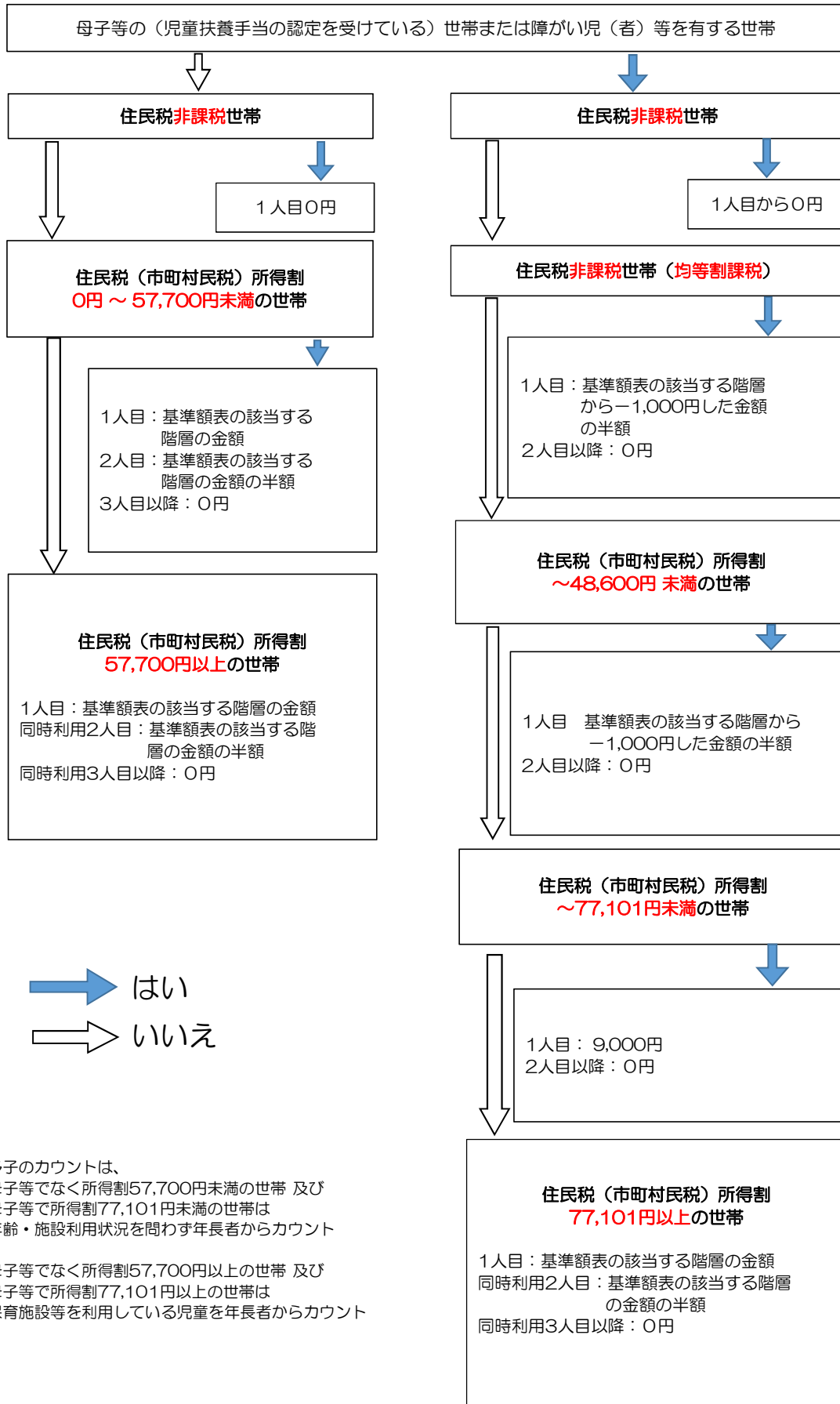


多子世帯保育料減免のフローチャート



多子のカウントは、
母子等でなく所得割57,700円未満の世帯 及び
母子等で所得割77,101円未満の世帯は
年齢・施設利用状況を問わず年長者からカウント

母子等でなく所得割57,700円以上の世帯 及び
母子等で所得割77,101円以上の世帯は
保育施設等を利用している児童を年長者からカウント